



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

## 第1節 歴史的風致の維持向上に関する課題

本町では、第1期計画に基づき「伝統行事や民俗芸能などの継承」、「多様な歴史的建造物の把握と保存・活用」、「文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備」、「歴史的風致を生かした観光の振興」、「住民の参加と協働による取組み」の5つの視点から事業を実施し、「法隆寺周辺地区」を中心に歴史的風致の維持・向上に取り組んできた。

その結果、区域内の景観の向上、町並みの保存などの一定の成果がみられている。さらに、行政による事業だけでなく、民間による事業が行政との連携により進むことにより、協働のまちづくりの取組も図られている。

一方で、町全体において人口の増減はほぼ横ばいにあるものの、少子高齢化が進行しており、伝統行事や民俗芸能などの継承が困難となり、空き家や空き地の増加も問題となっている。

さらに歴史的・文化的遺産が集積している地域である法隆寺周辺においては、まちづくりや観光振興の観点から景観改善や道路の美装化など、歴史的な景観保全が求められるとともに、拠点の整備や周遊観光ルートづくりなどのネットワーク化を充実することが求められている。

### 1 「人々の活動」に関わる課題

斑鳩町においては、古代からの法隆寺における伝統的な仏教行事が継承されるとともに、町内の各地域では祭りや伝統的な行事などが今も数多く行われているが、北庄の春日講をはじめ、無形民俗文化財に指定等されたものはない。

民俗芸能や伝統行事等を維持・継承していくことは、旧集落の高齢化や人口減少等が進む中で、難しくなっている。さらに、町全体のベッドタウン化によって、伝統行事等の存在そのものが一部の住民にしか知られず、地域の貴重な文化的遺産として次の世代へ継承していくことが危ぶまれている。

旧集落の住民や地域組織が継承してきた伝統的技能や民俗芸能、伝統行事等を支える担い手が減少し、高齢化による関係団体の弱体化が進んでいる。

このような状況から、第1期計画では、聖徳太子没後1400年を契機として「聖徳太子ゆかりの地・斑鳩町」や「世界文化遺産のあるまち・斑鳩町」を内外に広く発信する取組みとして、斑鳩の里が発祥と言われている金剛流宗家による「能楽公演」仲秋観能会in法隆寺を法隆寺において実施することで、伝統芸能に触れる機会をつくり、再認識することにつながった。一方で、春日講をはじめとする町内の民俗文化財等の調査については未実施の状況であることから、全体像が把握できておらず、十分な保存・活用が実施できていない。

### 2 「歴史的建造物」に関わる課題

斑鳩町においては、社寺をはじめとして古代・中世・近世・近代を通じた歴史を伝える遺跡や歴史的建造物等が多数存在する。特に、「法隆寺地域の仏教建造物」は世界文化遺産となって

おり、法隆寺をはじめ町内に所在する社寺については、国宝や重要文化財が指定文化財の大部分を占め、維持管理や修理が計画的に行われてきた。

斑鳩町は、昭和60年(1985)に歴史的町並み調査を実施して、町全域の歴史的町並みの分布を把握し、龍田、西里の2地区については詳細な民家・生活環境の調査を行い、『歴史的町並み調査報告書』(昭和60年(1985))を発行している。また、平成23年(2011)3月発行の「奈良県近代和風建築総合調査報告書」(1次調査)では30件の民家がリストアップされている。

また、未指定の社寺が数多くあり、個人が所有する民家など近代和風建築については修理の必要なものが多数みられ、建て替えられた歴史的建造物もあり、所有者による保存・維持管理が難しい状況もみられる。

このような状況から、第1期計画では歴史的風致形成建造物修理・修景事業歴史的風致形成建造物についての修景補助制度を制定し、修景補助を行うことで保存・活用を推進し、歴史的価値の高い建造物の滅失防止と、修景整備による良好な町並み景観の創出を図ってきた。

一方で、建造物の劣化や建て替えをはじめ、町並みは時間とともに変化していくことから、町並みの連続性という観点からは、不十分となっている。

### 3 「歴史的町並み」に関わる課題

斑鳩町には、歴史的建造物が多数存在し、旧集落には古くからの町割りが今もほぼそのまま残されており、独特の風情を醸し出している。前述のとおり過去には「歴史的町並み調査」を実施し、一部、西里などで道路の美装化や無電柱化に取り組んできたものの、地域ぐるみの歴史的町並み保存の取り組みには至っていない。

歴史的建造物や町割り、町並み等、歴史的環境の残る旧集落においては、古い建物の改築や建て替え、空き家の発生や空き地化等が進み、歴史的・文化的な景観を損なう要因になったり、これまで継承されてきた景観の変容につながっている。

一方、法隆寺へのアクセス道路でもある国道25号沿いには、周囲の景観と調和しない建造物や屋外広告物がみられたが、景観計画策定の動きの中で改善されてきた。また、野立て看板や屋上看板の撤去にも取り組んできた。

このような状況から、第1期計画ではNPOとの連携による空き家セミナー・相談会の開催により空き家の解消・増加抑制を図るとともに、道路の美装化や空き家対策を行うことで、重点区域の景観形成を進めてきた。これらにより一定の成果が得られていることから、今後も継続的な取組が求められる。



改造が進む伝統的様式の町家



幹線道路沿いに建つ屋外広告物

一方、景観改善事業やそれに伴う道路美装化については関係機関との調整の難航等により実施に至っていない。

#### 4 「観光・情報発信」に関わる課題

本町にとって、歴史的風致は都市の魅力であるとともに、観光資源としても大きなウエイトを占めるものである。しかし、斑鳩町の観光は、世界文化遺産である法隆寺の観光に集中しており、斑鳩の里の多様な魅力を多くの人々が知り楽しむには至っていない。

また、歴史的建造物等の案内・誘導や歴史的町並み地区における歩行環境の整備が十分とはいえず、移動や回遊性が制約されている。

このような状況から、第1期計画では法隆寺周辺地区特別用途地区の指定により飲食店や物品販売店、ホテルなどを建築可能とし、まちあるき拠点の整備を進め、回遊性向上を図るとともに、斑鳩町文化財活用センターにおいて展示会の開催のほか、藤ノ木古墳石室特別公開を開催するなど、情報発信事業を展開してきた。さらに、標準仕様やレイアウト（ピクトグラムや多言語対応、周囲の景観と調和したデザイン・色彩など）を定め、観光案内サインの整備をすすめ、情報伝達力の向上につなげるなどの取組を推進してきた。

一方で、法隆寺周辺地区特別用途地区によるまちあるき拠点の整備が数件にとどまっている。

#### 5 「住民の参加と協働」に関わる課題

斑鳩町では、歴史・文化をテーマとした講演会や講座の開催、観月祭の開催など、広く住民に対する啓発を行ってきた。また、藤ノ木古墳の維持管理や斑鳩文化財センターのボランティアなど、住民と連携する動きもみられるが、多くの住民が斑鳩の里の歴史・文化を学び、共有し、守り育てるための行動につなげていない。

そうした中で、歴史的町並み地区での地域ぐるみの取組みや伝統行事の担い手の育成、歴史・文化活動に取り組む住民組織の育成等、住民と行政の協働の取組みが課題となっていた。

このような状況から、第1期計画ではこども歴史講座の開催などの歴史・文化に触れるきっかけづくり、法隆寺文化財防火デーを通じた文化財保護に対する意識醸成、いかるがマルシェなどの文化財を活用した地域における取組を推進し、行政と地域が連動した歴史まちづくり、観光まちづくりの取組等が進められてきた。

一方で、伝統行事の担い手の育成などについて、十分な協働の取り組みに至っていない。



## 第2節 既存計画との関連性

歴史的風致の維持向上に関連する斑鳩町の既存計画として、総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン、景観計画、観光戦略がある。

### 1 斑鳩町総合計画（基本構想・前期基本計画）

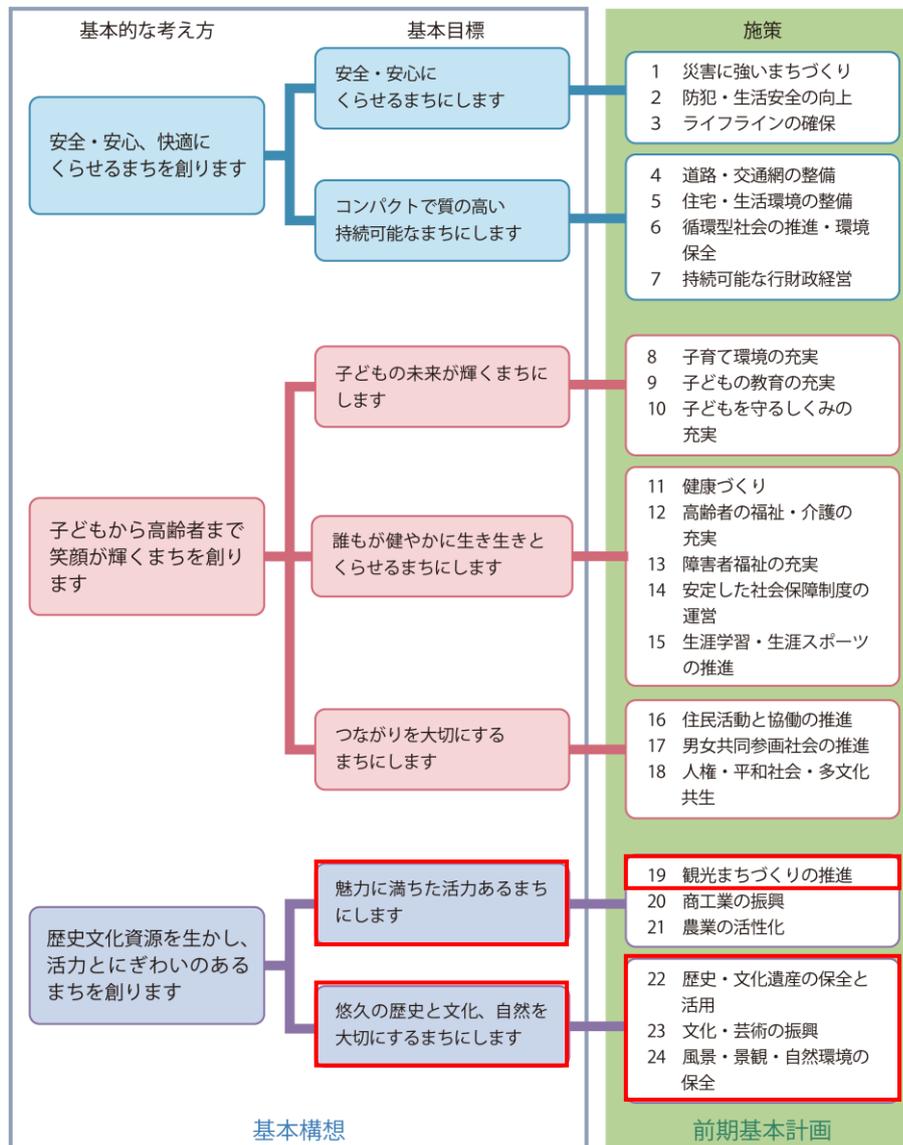
第5次斑鳩町総合計画は、令和2年(2020)11月5日に斑鳩町総合計画審議会から答申を受け、令和2年(2020)12月16日に町議会で議決している。

計画期間 基本構想：令和3年度(2021)～令和12年度(2030)

前期基本計画：令和3年度(2021)～令和7年度(2025)

まちの将来像：『和』で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』

施策の大綱：



このうち、歴史的風致に直接関係する施策項目と主な取組は、次のとおりである。

○魅力に満ちた活力あるまちにします

19 観光まちづくりの推進

- ・地域ぐるみの観光ブランド力の強化
- ・観光コンテンツの充実
- ・発信力の充実による誘客

○悠久の歴史と文化、自然を大切にするまちにします

22 歴史・文化遺産の保全と活用

- ・歴史文化資源の保全
- ・歴史文化資源の「魅力」の発信

23 文化・芸術の振興

- ・文化・芸術に親しめる環境づくり
- ・文化・芸術活動の支援

24 風景・景観・自然環境の保全

- ・斑鳩の里にふさわしい景観づくり
- ・自然環境の保全と活用



## 2 第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略

斑鳩町では、令和2年(2020)12月に、第2期斑鳩町人口ビジョンで示した戦略人口の達成にむけ、今後5年間で達成すべき目標と、その実現にむけた方向性と具体的な施策を示し、進捗・達成状況の評価を行うことを目的に第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。

本戦略は町の最上位計画である「第5次斑鳩町総合計画」の前期基本計画における重点施策として位置付けられるもので、期斑鳩町総合戦略は、まちづくりにかかるすべての分野から人口減少対策・地域活性化を目的として、横断連携的な視点で施策を取りまとめるものである。

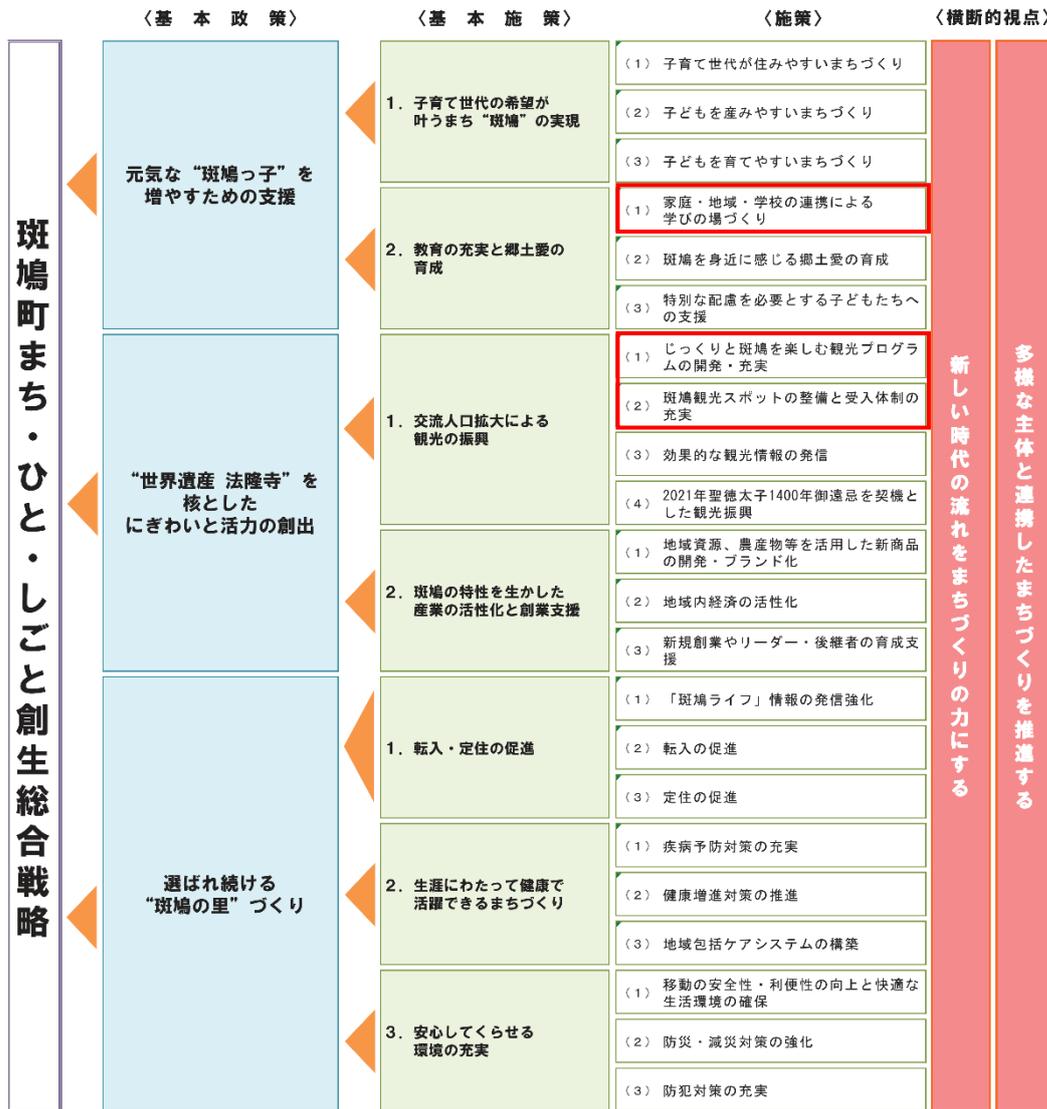


図3-1 「斑鳩町総合戦略」の施策体系

このうち、歴史的風致に直接関係する基本政策項目は、以下のとおりである。

基本施策1 元気な“斑鳩っ子”を増やすための支援

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 2. 教育の充実と郷土愛の育成

- (1) 家庭・地域・学校の連携による学びの場づくり
  - ・住民参加による文化財の保存・活用

### 基本施策2 “世界遺産 法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出

#### 1. 交流人口拡大による観光の振興

- (1) じっくりと斑鳩を楽しむ観光プログラムの開発・充実
  - ・総合的な観光推進体制の戦略的な展開・推進
  - ・民間団体主体の観光イベントの開催支援
  - ・体験型観光プログラムの拡充・販売促進
  - ・歴史、文化を生かした体験交流の充実や旅行商品の企画・造成・販売促進
  - ・ウォークイベントの開催
- (2) 斑鳩観光スポットの整備と受入体制の充実
  - ・歴史街道散策ルートの充実
  - ・観光集客拠点の整備支援
  - ・斑鳩ビュースポットの選定
  - ・回遊型まちなか観光の推進
  - ・史跡中宮寺跡の保存・活用
  - ・電柱類景観改善事業



### 3 斑鳩町都市計画マスタープラン

斑鳩町では、令和3年(2021)2月18日に斑鳩町都市計画審議会の答申を受けて斑鳩町都市計画マスタープランを改定している。

都市計画期間：2021年～2030年

都市の将来像：「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩

都市づくりの目標

- ①自然と共に生きる安全・安心で環境にやさしいまち
- ②斑鳩らしい景観とコンパクトで質の高い都市機能を備えたまち
- ③悠久の歴史と文化を守り、魅力に満ちた活力あるまち

都市づくりの方針のうち、歴史的風致に関わる内容は、以下のとおりである。

○土地利用の方針

- ・山林：古都保存法、近畿圏整備法、奈良県自然環境保全条例、斑鳩町風致地区条例などの法律に基づく区域を設定し保存をはかる。

○市街地整備の方針

- ・伝統的住宅地における街並み・景観の保全
- ・商業・業務地の整備方針：法隆寺周辺地区については、斑鳩町歴史的風致維持向上計画を活用し歴史的風致を維持しつつ、特別用途地区の活用やまちあるき観光の振興により商業施設の立地誘導をはかる

○道路・交通体系整備の方針

- ・JR法隆寺駅から法隆寺へいざなうためのルートとして沿道を含め、観光客等をもてなすのにふさわしい景観の形成に取り組む。
- ・旧街道沿線に点在している歴史的な資源を生かし、まちあるき観光を楽しむことができるよう沿道を含めた環境整備を進める
- ・歴史・自然散策の道の整備をすすめる。主要区画道路が重なる区間では、歩道の設置などにより安全を確保。

○都市施設整備の方針

- ・公園・緑地は、歴史・自然拠点として整備

○景観形成の方針

- ・古都保存法や斑鳩町風致地区条例などに基づく各種法規制を活用し景観の保全をはかる。歴史的な建築物の保存・修景のほか、電柱類景観改善事業などをすすめる。

○都市防災の方針

- ・防災機能の強化

## 4 斑鳩町景観計画

斑鳩町では、平成23年(2011)2月21日に斑鳩町都市計画審議会の答申を受け、斑鳩町景観計画を策定し、平成23年(2011)4月1日に斑鳩町景観条例を制定している。

景観計画区域は斑鳩町全域としており、町全域を4つの区域と3つの軸に区分してそれぞれ景観形成の基本方針を定め、区域の景観特性を伸ばしながら良好な景観を形成することをめざしている。

また、景観計画においては、重点景観形成区域として、幹線道路沿道地区とJR法隆寺駅周辺地区を設定している。

### (1) 景観形成の目標

魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出景観形成の理念

- 山並みを背景に田園の中に社寺や旧集落が点在する斑鳩の里の景観を保全し、次世代に継承する。
- 斑鳩の里をかたちづくる田園景観や歴史景観と調和した、緑豊かで落ち着いた市街地景観をつくりだす。
- くらしの中で自然や歴史を学び体験することで斑鳩の里のよさを再認識し、住民自らが誇りに思える景観まちづくりを推進する。
- 幹線道路の沿道やJR法隆寺駅周辺地域などでは、斑鳩の里にふさわしい、にぎわいと活力のある市街地景観をつくりだす。
- 町民・事業者・NPO・行政が、斑鳩町の将来像を共有し、協働して、地域のまちづくりとともに、景観まちづくりを推進する。

### (2) 景観区域と景観軸

#### ■景観区域と区域の概要

景観区域	区域の概要
自然景観区域	矢田丘陵の山並みを形成し、一部に山間集落(白石畑)をもち、緑豊かな山林の自然景観の区域
田園景観区域	丘陵部の下部、県道奈良大和郡山斑鳩線の南東部に広がる農地で、矢田丘陵の社寺や集落(岡本)を背景にした田園景観が展開する区域(幸前)
	大和川・三代川・富雄川の河岸に展開する農地。矢田丘陵を背景に、広がりのある農地と鎮守の杜のある集落がつくりだす四季ののどかな田園景観の区域(稲葉車瀬、小吉田、目安、高安など)
歴史景観区域	世界遺産の社寺・集落の後背を形成する自然山林の区域
	矢田丘陵の山林を背景に、世界遺産の法隆寺、法起寺や法輪寺の社寺・集落・ため池・農地など、自然と社寺・集落の町並みが一体となって歴史的風土を形成している区域(法隆寺、三井、岡本、東里)
	法隆寺の南側で歴史的町並みが残る集落を含む市街化区域で、幹線道路に近接して市街化が進んだ区域(西里、三町など)



景観区域	区域の概要
市街地景観区域	丘陵部に計画的に開発された大規模戸建住宅地で、落ち着いた町並み景観とともに、丘陵の緑と一体となって、斑鳩の遠景を形成している区域(錦ヶ丘、西の山、夕陽ヶ丘など)
	幹線道路及び奈良街道沿道に業務機能や行政機能などが集積し、にぎわいと共に、歴史的町並み景観を持つ区域(龍田、龍田南)
	平野部の農地が区画整理等で計画的に開発された戸建て住宅地で、落ち着いた町並み景観を持つ区域(服部、目安北など)
	古くからの集落や集落周辺の市街地を中心とし、神社の古木等を擁する歴史や文化、地域コミュニティ景観の区域(興留など)
	JR法隆寺駅周辺の交通広場とともに、斑鳩の里の玄関口としての景観区域

■景観軸と軸の概要

景観軸		軸の概要
道路 景観軸	国道25号	斑鳩町と他地域を結ぶ主要な幹線道路であるとともに、町の道路ネットワークの骨格となる道路
	県道奈良大和郡山斑鳩線	
	県道大和高田斑鳩線	
	いかるがパークウェイ	
	都市計画道路法隆寺線	
旧街道 景観軸	奈良街道	法隆寺地区と龍田地区をつなぎ、街道筋の町並みが残る貴重な歴史の軸
河川 景観軸	竜田川	斑鳩町の主要河川であり、大和川・富雄川は、その河川沿いにのどかな田園景観を形成し、竜田川は、四季の自然を感じさせる景観を残している
	大和川	
	富雄川	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

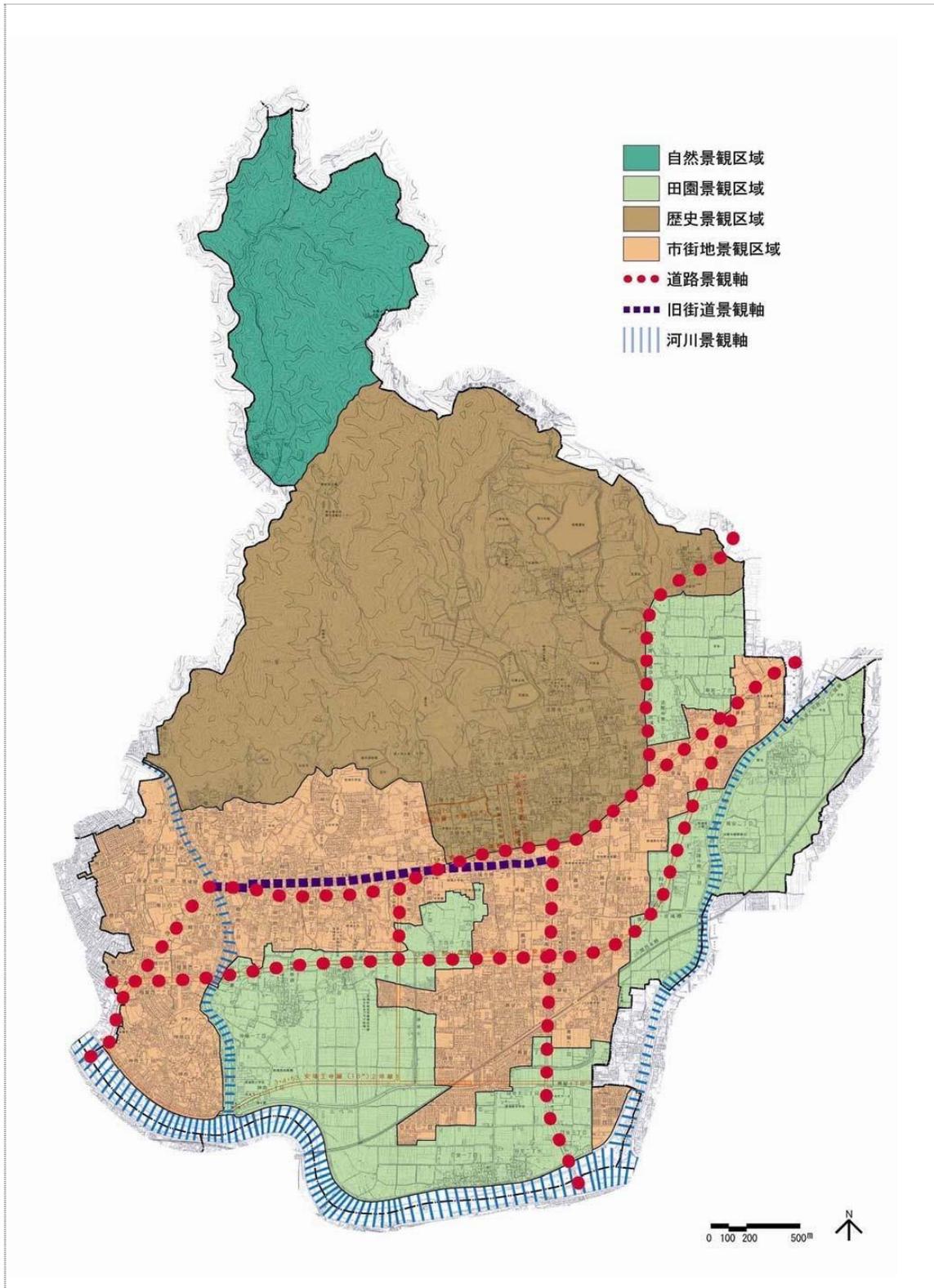


図3-2 景観区域図

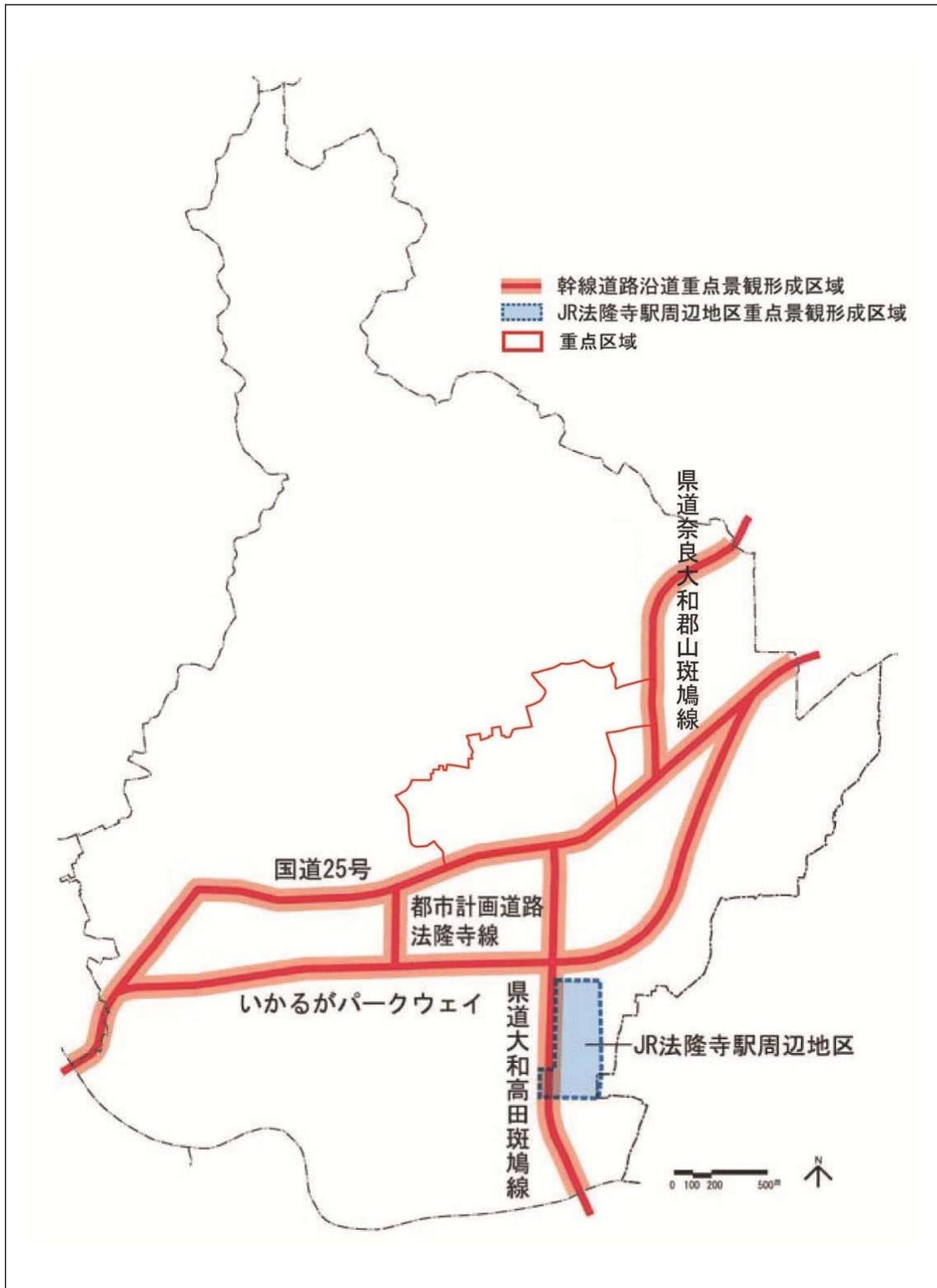


図3-3 重点景観形成区域

## 5 斑鳩町観光戦略

斑鳩町では、平成29年(2017)3月に総合的な観光振興の指針として斑鳩町観光戦略を策定した。斑鳩町観光戦略は平成29年(2017)から平成38年(2026)（※現在の元号で令和8年）までの10年間を計画期間とし、観光振興に向けて、次のとおり基本戦略を掲げている。

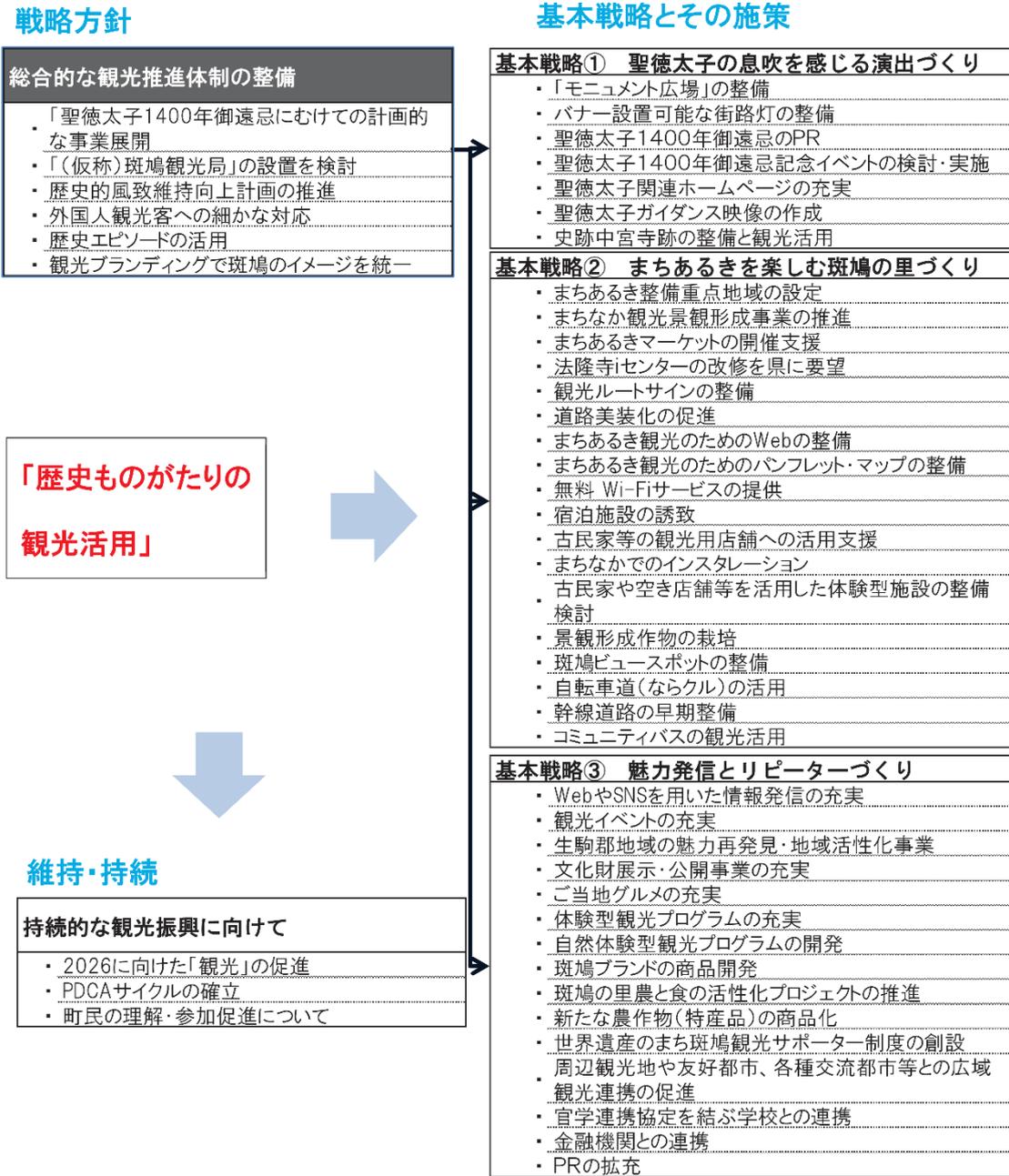


図3-4 斑鳩町観光戦略の体系



## 6 斑鳩農業振興地域整備計画

斑鳩農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもので、確保すべき農用地を定めた「農用地利用計画」と農業振興の方向性を定めた「マスタープラン」により構成される。

斑鳩町では市街化調整区域全域を農業振興地域とし、土地利用計画図に示すとおり保全すべき農地として農用地区域を設定している。農用地区域は、原則農地以外への転用は厳しく制限される。

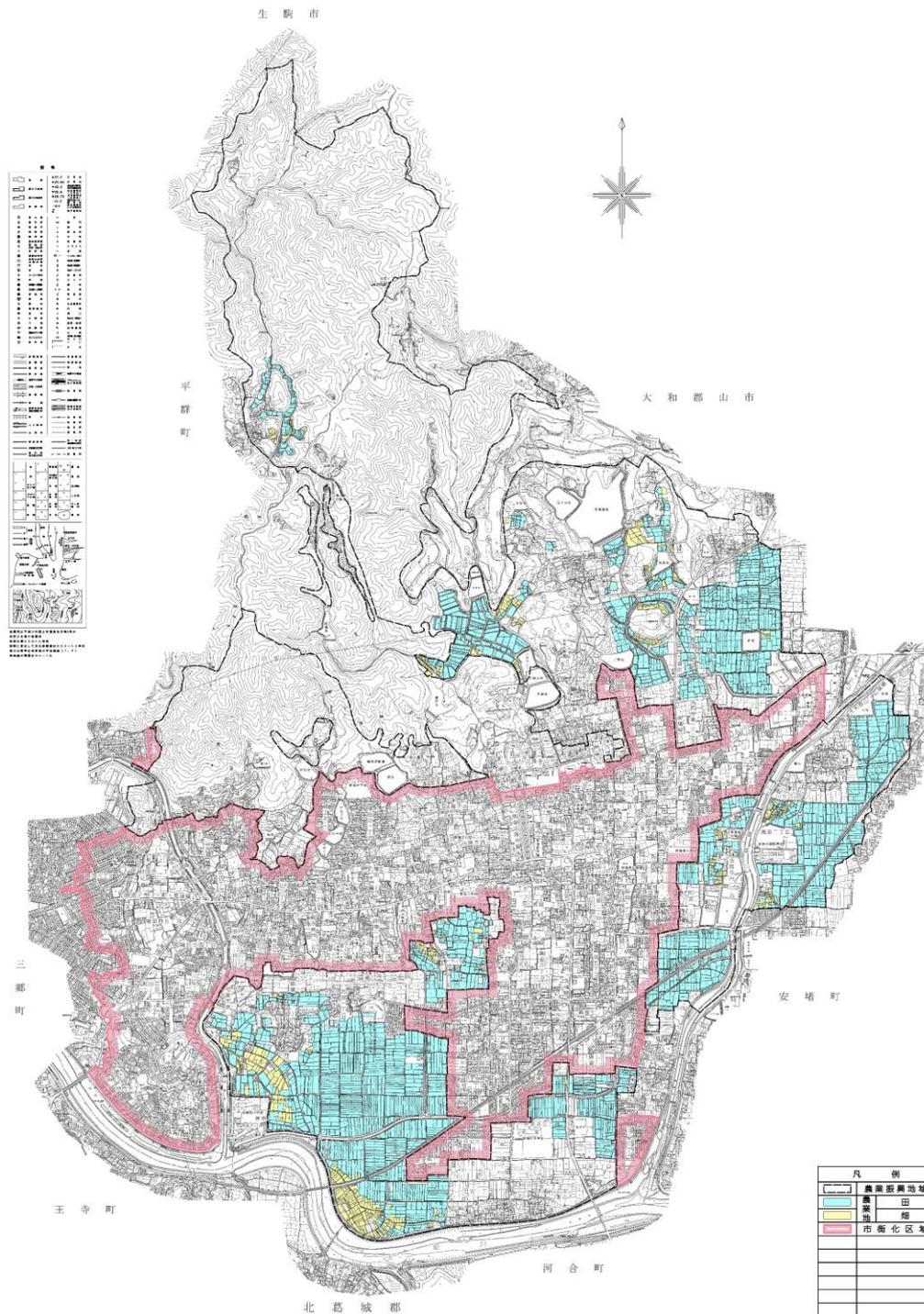


図3-5 土地利用計画図

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

### 第3節 歴史的風致維持向上の基本方針

斑鳩町の維持・向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上の方針を設定する。

#### ＜歴史的風致維持向上の基本方針＞

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 「人々の活動」に関わる方針    | 【伝統行事や民俗芸能などの継承】        |
| 2. 「歴史的建造物」に関わる方針   | 【多様な歴史的建造物の把握と保存・活用】    |
| 3. 「歴史的町並み」に関わる方針   | 【文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備】 |
| 4. 「観光・情報発信」に関わる方針  | 【歴史的風致を生かした観光の振興】       |
| 5. 「住民の参加と協働」に関わる方針 | 【住民の参加と協働による取組】         |

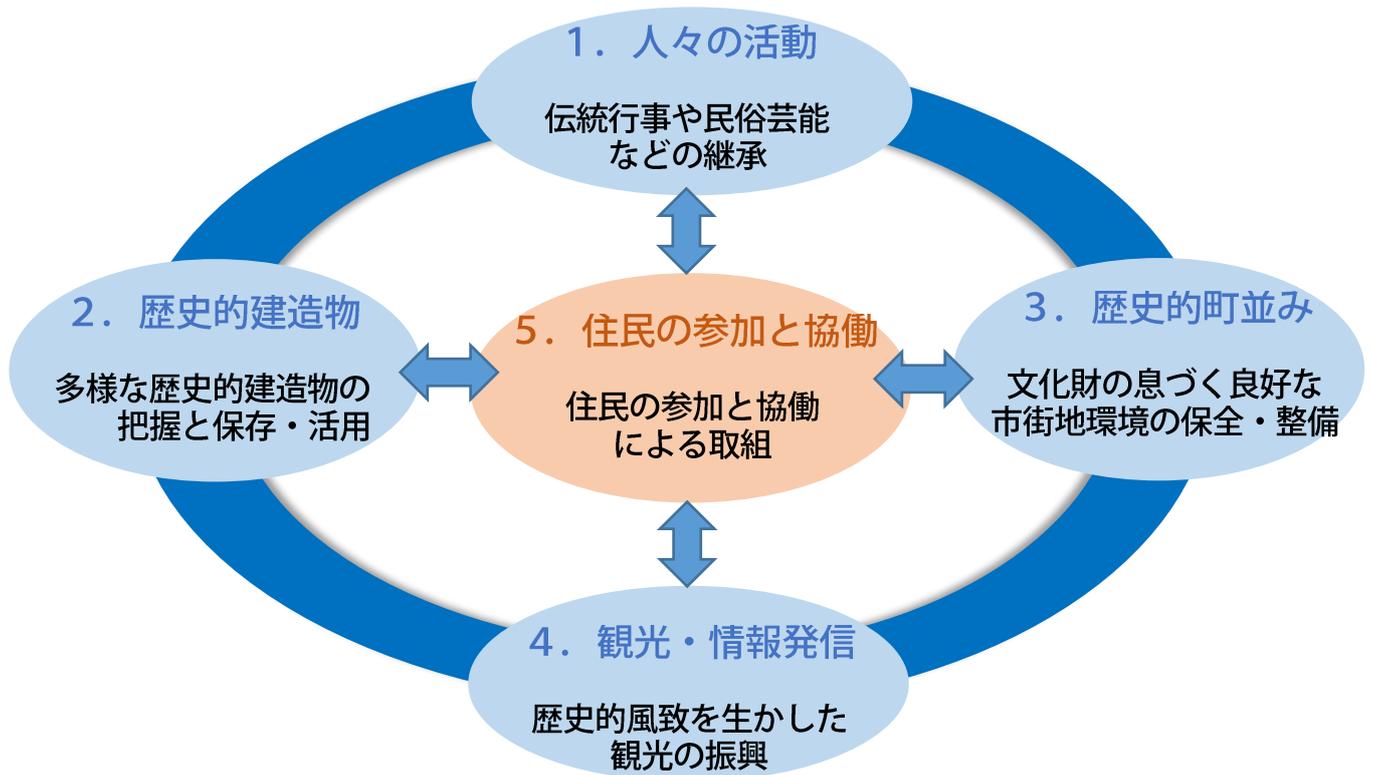


図3-5 歴史的風致の維持及び向上の方針の構成



## 1 「人々の活動」に関わる方針 【伝統行事や民俗芸能などの継承】

斑鳩町では、法隆寺等社寺における伝統的な祭事や日常的な民間信仰に支えられた行事、年中行事となっている講やトンドなど地域に継承されてきた行事、金剛流能の発祥とされる坂戸座を顕彰する新たな行事など、歴史を継承する多彩な行事が行われている。

こうした伝統行事等は、その文化的価値に加え、地域におけるコミュニティの維持・活性化、観光・交流の促進に資することになる。

### 【基本方針】

地域住民や専門家等と連携しながら、伝統行事等の内容や特色、活動予定等に関する情報発信に努め、担い手の確保・育成等に取り組むとともに、関係団体の支援に努める。

町全体の住民の共有財産として支援していくため、有形無形、指定未指定を問わず文化財を総合的に把握し、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を促進するため「斑鳩町文化財保存活用地域計画」の策定に取り組む。特に北庄の春日講をはじめ、民俗文化財は担い手の高齢化や減少によって規模の縮小や廃止のリスクが高いことから、把握調査・詳細調査を行い、記録作成等を進め、必要に応じて指定等に向けて取り組む。

さらに、聖徳太子没後1400年を契機に、法隆寺をはじめ、民俗芸能や伝統行事などの歴史資源・観光資源の保存・活用の機運が高まっていることから、活用に積極的に取り組み、新たな「斑鳩ファン」の獲得につなげ、民俗芸能や伝統行事の担い手確保を図っていく。

## 2 「歴史的建造物」に関わる方針 【多様な歴史的建造物の把握と保存・活用】

斑鳩町には、世界に誇る国宝や重要文化財など指定文化財が多数存在する。一方、これら指定文化財と一体となって町並み・景観等、歴史的風致を形成している社寺、町家、民家、さらには石造物など指定文化財以外の歴史的建造物も数多くある。

これらを総合的に把握し再評価するとともに保存・活用を図ることで、歴史的建造物等の重要性についての住民の意識を高め、住民にとっての貴重な共有財産を守ることにつなげる。

### 【基本方針】

地域全体の町並みの連続性が保たれるよう、未指定の文化財である歴史的建造物については、所有者・管理者等と連携しながら、修理・修景と一般公開やまちあるき拠点としての活用を図り、適切な保存・活用に努める。

さらに、継続的な調査を実施して文化財の価値の高い歴史的建造物を明確にし、指定や登録による保存を推進するとともに、その積極的な活用に努める。

### 3 「歴史的町並み」に関わる方針 【文化財の息づく良好な市街地環境の保全・整備】

法隆寺周辺の西里・東里・三町等の旧集落や旧街道沿い等の市街地は、歴史的建造物や風情ある町並みが残されている。

このような町並み等は、その文化的な価値と合わせて、市街地の魅力を構成する重要な要素であり、その保全・整備を図ることは、住民の地域への愛着やほこり、原風景につながるとともに、観光・交流の促進などにも資することになる。

#### 【基本方針】

歴史的建造物の保存・活用と合わせて、歴史的な環境と調和した良好な景観を保全するとともに、道路の美装化や電柱類景観改善事業、沿道の建造物の修景、幹線道路沿等の屋外広告物の美観誘導等によって、歴史的・文化的な景観の維持及び向上に努める。

特に、景観を阻害する空き地・空き家については、特別用途地区を活用しつつ、所有者等と連携してその活用を図る仕組みを構築し、住宅や店舗、まちあるき拠点等に活用することによって、景観形成や町並みの連続性確保を図る。

### 4 「観光・情報発信」に関わる方針 【歴史的風致を生かした観光の振興】

斑鳩町にとって、歴史的風致は、都市の魅力であり、観光資源でもある。

こうした歴史的風致を、それらの保存を前提に、観光振興の面からも生かしていくことは、斑鳩の里にとっての歴史的風致の役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。

#### 【基本方針】

歴史的風致の価値や魅力を引き出すことを意図しながら広く情報発信を行い、歴史的風致を生かす観光振興に取り組む。

また、案内板や説明板、誘導標識の整備・充実、歩行環境の整備等によって回遊性を高めるとともに、文化財等をめぐる機会や体験機会の確保等に努める。

さらに、「斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業」を進めることにより、まちあるき拠点の充実を図るとともに、継続的な文化財の公開事業を推進する。加えて、重点区域外においても主要拠点周辺への観光案内サイン整備を進めることで、重点区域への誘導や広域での回遊性を高め、観光まちづくりを進展させていく。



## 5 「住民の参加と協働」に関わる方針 【住民の参加と協働による取組】

地域における伝統行事等の担い手は地域住民等であり、歴史的建造物の維持管理はその所有者・管理者等が担うことになり、歴史的風致を継承していく活動に多くの住民が参加することが望まれる。

歴史的風致の維持及び向上のための取組みは、行政と住民が個々に取り組むのではなく、相互に役割分担と協力・連携を図りながら、持続的に取り組むことで、その効果を高めることにつなげる。

### 【基本方針】

住民の理解と協力を推進力に、歴史的建造物の保存・活用や良好な周辺環境の保全・形成、伝統行事等の担い手の確保・育成等を進めるため、歴史的風致に関する情報提供や啓発に努めるとともに、参加と協働の仕組みを構築し、地域ぐるみで歴史的風致の維持及び向上の取組みを展開する。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止等の影響により、中止・延期されていたイベントや行事の再開・継続実施に取り組むことにより、地域が一体となったまちづくりを進める。

## 第4節 歴史的風致維持向上に向けた連携及び推進体制

### 1 計画の推進体制

歴史的風致の維持向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして多くの住民等の協力と参加が不可欠であり、かつ、行政を含めた連携と協働が重要である。

歴史まちづくり法第11条に基づく斑鳩町歴史まちづくり推進協議会は、事務局等と連携しながら、計画の進捗管理と計画の変更に関する検討を行う。このほか、必要に応じて、文化財、都市計画、景観等の部門の審議会等において指導・助言を得ることとする。

庁内においては、計画策定段階の庁内組織を継承・発展させた関係課による推進体制として斑鳩町歴史まちづくり推進調整会議を設置し、文化財部門（教育委員会事務局生涯学習課）とまちづくり部門（都市建設部都市創生課）は、より密度を高めた連絡・調整を行う。また、国・県等の関係機関との協議を行うとともに、適切な支援を得るように努める。

特に、歴史的風致の維持向上のために歴史的建造物の保存・活用や空き家・空き地等を活用したまちあるき拠点の整備や景観形成が求められる。そのため、まちづくり部門（都市建設部都市創生課）主導のもと、特別用途地区を活用しつつ、適切な土地利用を推進していく。

なお、本計画の実施にあたっては、原則として担当する課が、公共施設管理者等(斑鳩町以外の場合)との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う住民及び関係団体との連携・調整を図り、支援に努める。

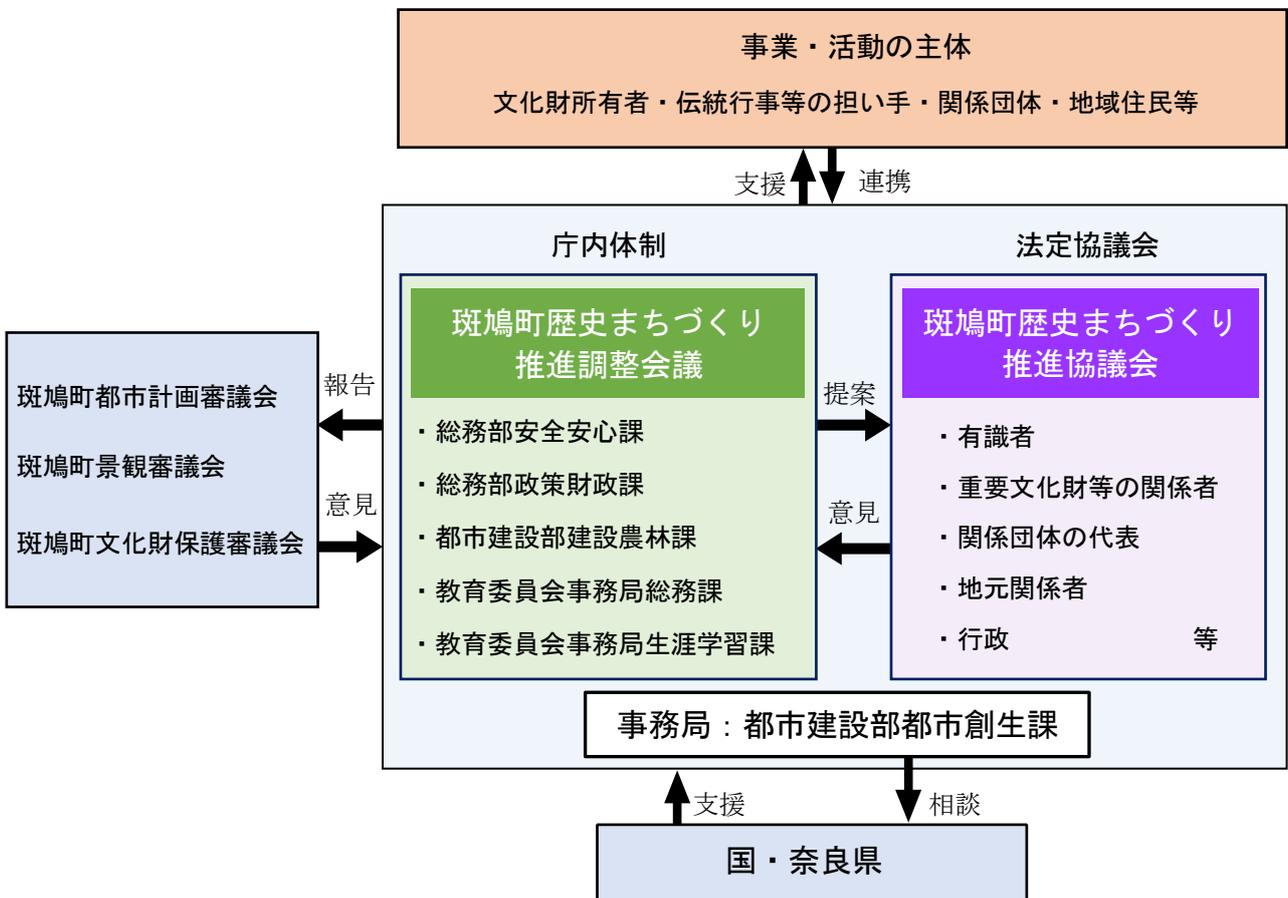


図3-6 歴史的風致の維持向上の推進体制



## 2 連携・協働と各主体の役割

計画の推進においては、それぞれの事業・活動の主体・担い手が、積極的に取り組むことが必要である。そのためには、協働の考え方のもとに、前記のような体制を構築すると同時に、各主体の役割を明確にしておくことが重要であり、以下のように設定する。

### (1) 行政（斑鳩町等）の役割

斑鳩町は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の所有者・管理者（民間）及び民俗芸能、伝統行事や伝統産業等の担い手・団体等に対し、法制度を活用しながら適切な支援を行う。

また、住民等の歴史的風致への関心や意識を高めるため、歴史的風致や歴史文化に関する情報提供や啓発活動を行うとともに、歴史的風致の維持向上に関する住民等の多様な参加が図れるよう、制度・仕組みの創設・充実や活用に取り組む。

さらに、歴史的風致が息づく良好な市街地の環境を保全し、高めるために、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を行うとともに、景観法や都市計画法等を適切に運用し、良好な市街地の環境の保全・形成に努める。

加えて、歴史的建造物や伝統的な活動をはじめ、本町の歴史文化資源の総合的な保存・活用を図るための仕組みとして、文化財保護法に定められる「文化財保存活用地域計画」の作成に取り組み、本計画との連携を図っていく。

### (2) 文化財の所有者・管理者の役割

文化財等の所有者・管理者は、所有・管理する文化財やその周辺環境が、地域の歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その適切な保存・管理に努めるとともに、その活用について検討し、情報発信や公開等に努めることとする。

また、所有・管理する文化財が未指定・未登録の場合には、文化財保護法、奈良県文化財保護条例や斑鳩町文化財保護条例による指定または登録を検討することとする。さらに、歴史まちづくり法による歴史的風致形成建造物、景観法による景観重要建造物等の指定による保存・整備を、必要に応じて行政と連携しながら検討することとする。

所有・管理する建造物等に対して、斑鳩町から修景補助を受けた場合は、その所有者等が事業の主体であり、適切に事業に取り組み、完了させることとする。

### (3) 住民・民間事業者等の役割

民俗芸能、伝統行事や伝統産業等の担い手・団体等は、その活動が歴史的風致を形づくる重要な要素であることを認識し、その継承と情報発信に努めることとする。

住民や民間事業等は、斑鳩町全体及び活動する地域について、広く歴史文化や歴史的風致への関心を持ち、歴史的建造物の保存・活用や伝統行事の継承等、歴史的風致の維持向上の取組みへの協力や参加に努めることとする。

また、門前清掃や地域の美化活動等に取り組み、良好な市街地の環境づくりに努めることとする。

さらに、景観法等の法制度に関する知識・理解を高め、その遵守に努めることとする。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章